

越前町農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 福井県 丹生郡 越前町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ～ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	別紙1参照	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非 適
処理区域内人口密度	20.71(人/ha) 内訳は別紙1参照	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	8処理区(別紙1参照)		
処 理 場 数	8施設(別紙1参照)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成26年度に上戸地区、平成27年度に宮崎東部地区を対象に、それぞれ公共下水道の朝日処理区との統廃合を実施した。 今後は、糸生地区の4処理区、宮崎地区の2処理区について公共下水道との統廃合を予定しているが、統合時期については平成29年度以降に検討を行い決定する。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	下水道料金は他の下水道事業と同じ料金体系としている。なお、平成26年4月に料金を改定した。(以下、税抜) ・基本料金(使用料10m ³ 以下の分) 1,300円 超過料金(1m ³ につき) 10m ³ を超え30m ³ までの分 130円, 30m ³ を超え50m ³ までの分 140円 50m ³ を超え100m ³ までの分 150円, 100m ³ を超える分 165円		
業務用使用料体系の 概要・考え方	同上		
その他の使用料体系の 概要・考え方	同上		
条 例 上 の 使 用 料 *2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度 2,800 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度 3,097 円
	平成26年度 2,800 円		平成26年度 3,041 円
	平成25年度 2,570 円		平成25年度 2,845 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	2名 損益勘定所属職員：2名(その他部門) 資本勘定所属職員：0名
事業運営組織	上下水道課において、上水道事業、公共下水道事業等とともに運営を行っている。 職員は公共下水道事業等と兼任しており、農業集落排水事業の専従職員は配置していない。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場及びポンプ施設における運転操作、監視、点検整備、清掃、故障発生時の応急対応等の運転管理業務を民間委託している。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙2「経営比較分析表」参照 施設の整備はほぼ終了しており、維持管理の時期を迎えている。町村合併してから10年が経過した今日、施設の老朽化や人口減少を踏まえ、自主財源の確保はもとより、効率良い事業運営を考えていく必要がある。 今後は、長期的視野に基づき、計画的に料金改定等の施策を実行していく必要がある。
--

2. 経営の基本方針

本町の農業集落排水事業は、合併前の旧町村時代から事業着手し、旧宮崎村の宮崎中部処理区が平成2年度に供用開始したのを始まりとし、朝日地区4処理区、織田地区2処理区、宮崎地区3処理区、および越前地区1処理区の計10処理区が平成11年度までに供用開始した。本町の農業集落排水施設は、整備から既に20年以上が経過している施設が大半となっており、今後は、維持管理面において老朽化する施設の更新・改築の検討・実施が必要な時期を迎えている。それらを実施するためには、今後も財政的に多額の支出が必要となることが見込まれる。

一方、財政面においては、有収水量が減少傾向にあり、従来からの人口減少により将来的にも増加は見込めず、料金収入の増収が期待できないため、今後、事業を継続するための財源確保は厳しい状況にある。

このような状況から、本事業の将来像や運営方針を明確化し、適切な施策を推進するとともに、効果的・効率的な事業の運営を図る必要がある。

具体的には、以下の取り組みを中心に施策を推進することとする。

1. 公共下水道等との統廃合の検討

集落排水処理施設の建設年度が古く施設更新時期に来ているため、順次、公共下水道におけるストックマネジメント計画（H29年度中に策定予定）に基づき処理施設の能力に余裕がある地区との統廃合を実施する。

なお、上戸地区、宮崎東部地区については、平成26～27年度にかけて、公共下水道の朝日処理区との統廃合を実施した。

2. 水洗化の促進

集落排水事業に関するPR活動（広報誌への掲載、マスコミを利用した広報活動）、直接的な加入促進への活動を引き続き実施する。

3. 効率的な事業の執行

業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組み、歳出額の削減につとめる。

3. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）：別紙3のとおり

※ 赤字がある場合には（3）において、その解消方法が示されていることが必要

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

・投資については、新築家屋を対象とした公共ますの新規設置工事を実施する。（約3件/年程度）

統廃合については、資産状況の把握をしつつ、まず平成29年度に糸生地区の農業集落排水施設の統廃合時期の検討を行い、今後の方針を決定する予定である。宮崎地区の集落排水施設についても順次検討時期を定める。このことから、今回策定では更新および大規模改修は行わない計画とした。

・地震等の災害時において、被災状況等を調査するための情報収集活動を円滑化すること等を目的に、下水道管路台帳のデータベース化を図り、施設の位置、構造等を速やかに把握するためのシステム構築を目指す。

② 収支計画のうち財源についての説明

・料金収入

他の下水道事業と同じ料金体系を維持し、現在の統一下水道使用料金での収入を見込む。

・将来人口、世帯数

行政人口は「越前町人口ビジョン、平成27年10月」（国立社会保障・人口問題研究所の推計値に準拠）を参考とした。農業集落排水地域の人口は、町全体に占める処理区ごとの人口比率を将来予測式により推計し、これに将来行政人口を乗じて按分した。

調定件数の基となる世帯数は、一般住宅を対象に、将来処理区別人口を予測式で推計した世帯当たり人員で除して求めた。世帯数は一部の処理区で微増傾向にある以外は微減の傾向である。

・水洗化率

水洗化率の推定は、過去5年間の推移から予測式を用いて算出したが、どの処理区もほぼ横ばいである。なお、別紙1のとおり、平成27年度末現在で玉川処理区を除く全ての処理区で水洗化率が90%を上回っている。

・起債

公債については、新規の汚水樹設置以外の投資は見込んでいないため、計画期間内の新たな借入は行わない予定である。

・その他

集落排水基金からの繰入は、平成29年度までの予定である。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・民間の活力の活用

今後、処理施設の統廃合計画が事業化した段階で、委託可能な業務を積極的に採用することとするが、今回の計画では考慮しない。

・職員報酬

平成27年度の決算額をベースとし、現状維持とした。

・その他の営業費用

公共下水道事業との統廃合の効果により維持経費の減少が期待されるため、平成27年度決算額をベースとして今後10年間で約9%の経費削減を目標とする。（各費目については以下のとおり）

・需用費、動力費、役務費、修繕費、委託費

平成27年度の決算額をベースとし、今後10年間で約9%の経費削減を目標とした。今後、処理施設の統廃合計画が事業化した段階で都度見直しを行う。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	処理場の統廃合や処理区域の見直しなどの費用対効果について検討する。 糸生地区の排水処理施設4箇所はH29年度に、宮崎地区の排水処理施設2箇所については順次統廃合について検討する。
投資の平準化に関する事項	公共下水道との統廃合事業を優先して進め、修繕費の削減に努める。また、老朽化した設備の修繕については、今後10年間に適切な維持管理計画に基づき、修繕費の削減・平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	公共下水道事業等と同様、集落排水事業についても包括的民間委託等を検討する。
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料体系は従来どおり、他の下水道事業と同一の料金体系とする。料金の見直しについては下水道事業全体を長期的・継続的に運営する必要性を踏まえて検討する。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	積極的に民間委託を行い、経費の節減を行う。
職員給与費に関する事項	該当なし
動力費に関する事項	設備の更新時期に合わせ、高効率型機器への更新など、経費削減について検討する。
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	今後、処理施設、ポンプ場施設の更新が増大することから、計画的な修繕工事を実施し、修繕費の平準化を図る。
委託費に関する事項	処理区の統廃合が可能な場合、委託業務について検討し経費の削減、効率化に努める。
その他の取組	水洗化促進、収納率向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検証しつつ、改善に取り組む。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	策定後は、毎年度、実績と比較し、また、概ね5年ごとに見直しを行うことにより、PDCAサイクルを効果的に回して、本経営戦略の事後検証、更新を行う。
---------------------	--

別紙1 越前町農業集落排水事業の概要(平成27年度末現在)

地区名	処理施設名 所在地	処理区域名	事業着手	供用開始	供用開始後 年数(年)	処理面積 (ha)	処理区域内 人口(人)	水洗化人口 (人)	処理区域内 人口密度 (人/ha)	水洗化率 (%)
上糸生	上糸生処理場	脇、大谷寺、中野、上糸生、大玉、清水、森	H1.4	H4.10.1	24	30.0	387	372	12.90	96.1
糸生中部	糸生中部処理場	野末、小倉、葛野、野田、下糸生	H2.4	H6.6.20	22	25.0	825	790	33.00	95.8
糸生東部	糸生東部処理場	横山、牛越	H2.4	H7.6.20	21	9.9	244	233	24.65	95.5
大畑	大畑処理場	大畑	H6.3	H6.10.1	22	2.0	17	15	8.50	88.2
宮崎西部	宮崎西部処理場	熊谷、古屋、増谷	H1	H5.5.1	23	4.0	116	114	29.00	98.3
宮崎中部	宮崎中部処理場	江波の一部、檜津、八田新保、舟場	S58	H2.4.1	26	56.8	1,093	1,073	19.24	98.2
入尾・笈松	入尾笈松処理場	入尾、笈松	H4.4	H7.4.1	21	5.8	49	45	8.45	91.8
玉川	玉川処理場	玉川、血ヶ平、左右、梨子ヶ平	H7	H11.4.1	17	10.0	241	202	24.10	83.8
計						143.50	2,972	2,844	20.71	95.7

経営比較分析表

福井県 越前町

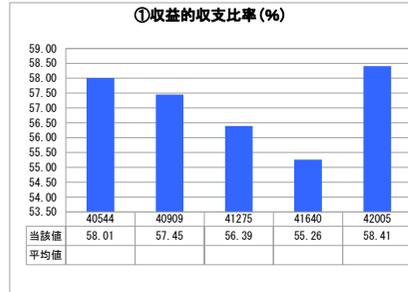
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F1	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)
-	該当数値なし	13.18	80.08	2,800

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
22,649	153.15	147.89
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
2,972	1.09	2,726.61

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



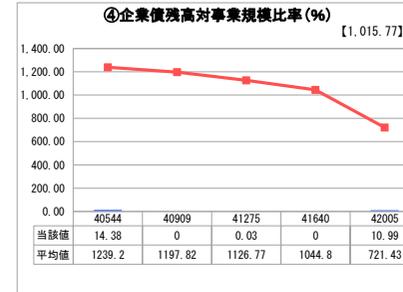
「単年度の収支」



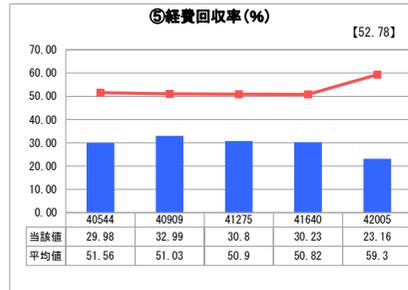
「累積欠損」



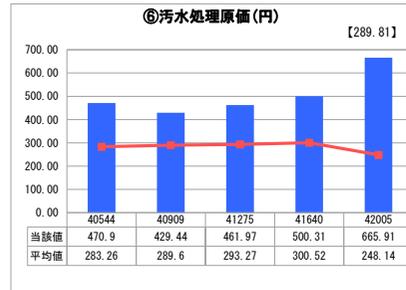
「支払能力」



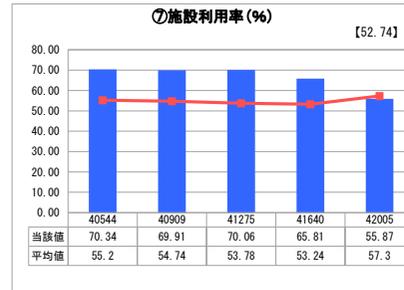
「債務残高」



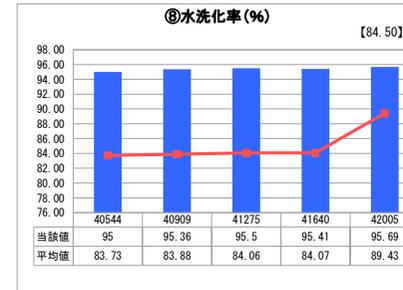
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

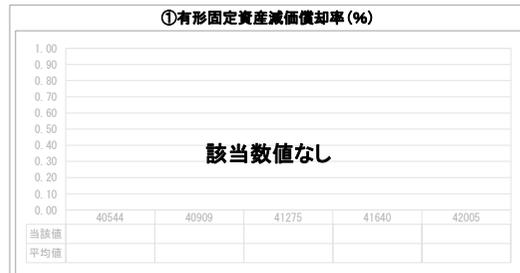


「施設の効率性」

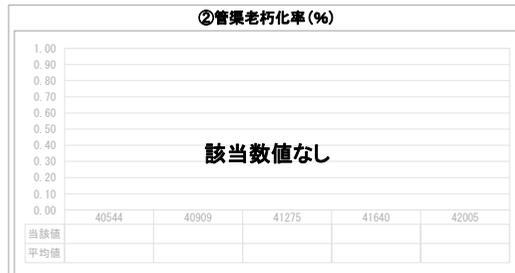


「使用料対象の捕捉」

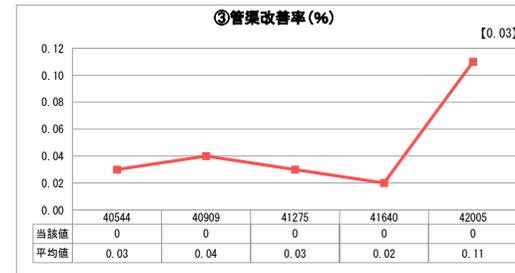
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率が100%未満であるのは、地方債元償還金の財源はもとより、施設維持管理費の一部も一般会計繰入金に依存していることが要因である。施設の整備はほぼ終了しており、水洗化率も約96%に達している中で、自主財源を確保するためには、料金改定が必要になる。このことは、⑤経費回収率が低いことへの対策と連動するが、平成26年度に水道料金と併せて料金改定を実施しており、今後は、県内自治体水準と比較しながら、更なる検討が必要になる。

また、⑥汚水処理原価が高いことについては、料金改定を始め、隣接する公共下水道処理区域との統合を進め、汚水処理に係る費用の削減に努めていくことで、解消していく必要がある。

⑦施設利用率については、類似団体平均値と同等の推移をしているが、今後は、人口減少に伴い値の低下が予測される。

④企業債残高対事業規模比率が類似団体平均値より低いのは、施設の整備がほぼ終了しているためであるが、今後は施設の老朽化に伴う更新等により、値が上がることを予測される。

⑧水洗化率については、100%を目指し、更なる接続の推進に努めていく必要がある。

2. 老朽化の状況について

現在、処理施設は9箇所あり、供用開始以来古い施設で25年を経過している。管路施設は、耐用年数50年を目途に、順次更新を実施していく必要がある。一方、処理施設については、機械設備等の耐用年数の大半が15年～20年であることから、隣接する公共下水道処理区域との統合を見据え、将来的にも存続していく施設については、機能診断調査を実施し、順次、機器等の更新を進めていく必要がある。

全体総括

施設の整備はほぼ終了しており、施設の維持管理の時期を迎えている。町村合併してから10年が経過した今日、施設の老朽化や人口減少を踏まえ、自主財源の確保はもとより、効率よい事業運営を考えていく必要がある。

今後は、長期的視野に基づき、計画的に施設の統廃合や料金改定等の施策を実行していく必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
 ※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画 (収支計画)

農集

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	104,736	115,110	96,303	106,823	103,699	100,689	97,829	95,099	92,599	90,509	88,879	87,699	
		(1) 営 業 収 益 (B)	54,721	43,672	43,624	42,499	41,899	41,289	40,829	40,399	39,899	39,409	38,979	38,599
		ア 料 金 収 入	54,713	43,663	43,615	42,490	41,890	41,280	40,820	40,390	39,890	39,400	38,970	38,590
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	8	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
		(2) 営 業 外 収 益	50,015	71,438	52,679	64,324	61,800	59,400	57,000	54,700	52,700	51,100	49,900	49,100
		ア 他 会 計 繰 入 金	48,284	69,131	51,006	58,600	61,800	59,400	57,000	54,700	52,700	51,100	49,900	49,100
	イ そ の 他	1,731	2,307	1,673	5,724									
	2 総 費 用 (D)	104,432	113,557	96,176	106,738	103,639	100,656	97,759	95,004	92,557	90,492	88,868	87,675	
		(1) 営 業 費 用	81,912	93,672	79,014	92,306	91,617	90,929	90,241	89,553	88,865	88,176	87,488	86,800
		ア 職 員 給 与 費	17,321	16,790	16,876	16,800	16,800	16,800	16,800	16,800	16,800	16,800	16,800	16,800
		うち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	64,591	76,882	62,138	75,506	74,817	74,129	73,441	72,753	72,065	71,376	70,688	70,000
		(2) 営 業 外 費 用	22,520	19,885	17,162	14,432	12,022	9,727	7,518	5,451	3,692	2,316	1,380	875
ア 支 払 利 息		22,520	19,885	17,162	14,432	12,022	9,727	7,518	5,451	3,692	2,316	1,380	875	
うち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	304	1,553	127	85	60	33	70	95	42	17	11	24		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	86,349	83,612	86,041	81,150	77,350	74,550	67,650	58,150	42,650	30,950	23,650	16,550	
		(1) 地 方 債												
		うち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	85,999	83,580	86,041	80,800	77,000	74,200	67,300	57,800	42,300	30,600	23,300	16,200
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
	(6) 工 事 負 担 金	350			350	350	350	350	350	350	350	350	350	
	(7) そ の 他		32											
	2 資 本 的 支 出 (G)	86,349	83,580	86,041	82,062	78,037	74,454	67,564	58,053	42,605	30,900	23,565	16,487	
		(1) 建 設 改 良 費	1,259	63	1,916									
		うち 職 員 給 与 費												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	85,090	83,517	84,125	82,062	78,037	74,454	67,564	58,053	42,605	30,900	23,565	16,487
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		32		△ 912	△ 687	96	86	97	45	50	85	63		

投資・財政計画 (収支計画)

農集

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収支再差引	(E)+(I) (J)	304	1,585	127	△ 827	△ 627	129	156	192	87	67	96	87
積立金	(K)	42	32	19	88	13	96	86	97	45	50	85	63
前年度からの繰越金	(L)	1,126	1,388	2,941	3,049	2,134	1,494	1,527	1,597	1,692	1,734	1,751	1,762
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	1,388	2,941	3,049	2,134	1,494	1,527	1,597	1,692	1,734	1,751	1,762	1,786
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実質収支	黒字 (P)	1,388	2,941	3,049	2,134	1,494	1,527	1,597	1,692	1,734	1,751	1,762	1,786
	赤字 (Q)												
赤字比率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100\right)$												
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100\right)$	55	58	53	57	57	58	59	62	69	75	79	84
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	54,721	43,672	43,624	42,499	41,899	41,289	40,829	40,399	39,899	39,409	38,979	38,599
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)	686,835	603,318	518,225	436,214	358,230	283,828	216,318	158,317	115,764	84,917	61,406	44,973

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収益的収支分		48,284	69,131	51,006	58,600	61,800	59,400	57,000	54,700	52,700	51,100	49,900	49,100
うち基準内繰入金		6,746	5,448	5,123	4,778	4,457	4,155	3,861	3,596	3,406	3,329	3,320	3,320
うち基準外繰入金		41,538	63,683	45,883	53,822	57,343	55,245	53,139	51,104	49,294	47,771	46,580	45,780
資本的収支分		85,999	83,580	86,041	80,800	77,000	74,200	67,300	57,800	42,300	30,600	23,300	16,200
うち基準内繰入金		6,096	6,417	6,755	6,186	5,629	5,500	5,224	4,404	2,053	371		
うち基準外繰入金		79,903	77,163	79,286	74,614	71,371	68,700	62,076	53,396	40,247	30,229	23,300	16,200
合 計		134,283	152,711	137,047	139,400	138,800	133,600	124,300	112,500	95,000	81,700	73,200	65,300